

やういふ経過をたどりましてマルフジさんに評下がおりたやうでございます
ですが、先程も申しあげましたやうにエビが全部は社のものであり住
んでおる者の責任ははら社である所の責任ではない、は社の責任ばかり
変なものを造らねば困るから、は社の思ふやうに造らせなれというこ
にたつたわけでございます。それから同じ切りの話が出ましたけれども
も、私は長く存じませんけれどもこれはは社が関係してないですけれども
最初のお話しのとおりおやうくマルフジさんが全部を経営することにな
つておると考へております。しかし私は長くは知りはいれませんが、

それから二番目の件でございますが、この点については甚だ申しわけ
ないんですけれども、実は森田誠重さんがよく知るまで私は知り
なかつたわけでございます。森田誠重さんから話を聞きまして私は
驚いたわけですが、まあ死人にははしといて、は社で嘘を言うわけは
ないんです。実際森田誠重さんと五回ほど会談をいたしました。
一番の問題は金の問題でありむしろエビの問題でございます。は社が
万田を出すと、そのおめり駅前の道路は地元のやるといふ約束が、

あつたやうでございます。でございますから、その道路がござい
なれば、財でも税金が払えないで、は社に、は社に、は社に、は社に、
私もよくわかりません、は社の川端が、助役にも何度か来られたこと
現在そのメモを持っておりますけれども、下には、関係議員さんがお話
してございましておりまして、下にはエビのやりとり、非常に複雑
であるというところがございます。それから、は社に、は社に、は社に、
はい、がしろにしたわけは、は社に、は社に、は社に、は社に、
出たわけは、は社に、は社に、は社に、は社に、は社に、
であるというところがあるべく早く、地元のの方々のお集りをして、
お話し合ひをして、は社に、は社に、は社に、は社に、は社に、
し、は社に、は社に、は社に、は社に、は社に、は社に、は社に、

それから、私も非常に困りまして、人におそいくらい、は社に、
はい、は社に、は社に、は社に、は社に、は社に、は社に、
を聞きまして、この点について、元から、は社に、は社に、は社に、
はい、は社に、は社に、は社に、は社に、は社に、は社に、
はい、は社に、は社に、は社に、は社に、は社に、は社に、
はい、は社に、は社に、は社に、は社に、は社に、は社に、
はい、は社に、は社に、は社に、は社に、は社に、は社に、

それから将来の計画までござりますけれども、もちろん駅までござりますし駅前で自動車が行き来していることはおかしなことをござりますていっていてもやるべきであります。いくらでもやるべきであります。むしろこれは相当の規模にしなければならぬというふうな下には宿題があるわけでございます。現在のところは今のまのいきさつをいかに一回解決していいという方向にもそのように考えております。以上です。いただきます。

。十番(関 米吉君) 加美平のショッピングセンターにつきましては下におきまして所長さんよりご容赦をいただきます。長い間健康を害さずありまして所長がまだ奥様を養育されていらっしゃるというところでござりますけれども、あの奥様は加美平ショッピングセンターに不審をしております。したがってそのものと現在の経営の状況は相当異なっております。思われるのでこの点につきましてはさうく調査をしまして私も納得く説明をお願いしたいと思っております。それから熊川駅の問題につきましては、そのように所長が努力されておられることがよく感謝



申しあげることです。が、一軍から今日まで百九十九万円という金額がほとんど日歩を重めてあるというところで、この問題は早急に所と地元との話し合いを進めていただきます。早くとも早急に解決するようには努力をしてお願いたします。

。所長(佐川常太郎君) 自席から失礼いたします。加美平ショッピングセンターにつきましては誠に申し訳ないんです。が、病身のためにマルフジが出来から参りましておられたいわけでもありません。いかに社長の責任をやるというところでござります。まことにござります。もちろん長く働きましてお話し申し上げたいです。

それから熊川駅の問題につきましては地元の議員さんとして是非とも所議員さんにもご努力ををお願い申し上げる次第でございます。よろしくお願いたします。

。議長(田村匡雄君) これにて一般質問を終結いたします。
。議長(田村匡雄君) 日程第四議案第三十五号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議決に付します。討論を省略して理事者から提案理由の説明を求めます。

四十二年度の所収収入は、タハコ消費税の税率改正で約七百百万の増収が当分では見込まれておりますが、これはいわゆる先程申しました住民税減分金の第一種特例文庫金にかゝるものでございまして、その他の改正では増減収ともに六十の百万差引きはものと見込まれております。しかしながら四十二年度における所収税全般の収収といたしましては多少の増収を今後も見込まれるものではあるかと考へられるものでございまして、この増収分につきましては貴廳は所の諸般の事業の財源に充て得るものと考へてある次第でございします。なお条文等の他の詳細については、おききの上で御説明いたさせますのでよろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

。税務課長（古谷徳男君） 下は補助収から条例改正の主旨に及び説明がなされておりますが、私から内容につきまして逐条的に御説明申し上げたいと思ひます。ご承知の通りに税条例の改正は毎年度定例的に行なわれるものでありまして、今回もその改正時期でありまして、ご提案申しあげました内容は非常に盛り込むにございします。

あり、その各税条例の内容等につきまして非常に文章がわかりにくい点が多々あると思ひますが、それらの点につきましてはありあけの二の承諾いたしたいと思います。

まず第十九条の改正でございしますが、これは前期限後または前入する税金、または前入金に係る延滞金の改正でございまして、従来は督促状を発する期間とそれから督促状を発してから十日間とは滞金は日歩三銭、それ以後の期間については四銭とありましたが、算がおりしたもので、今回の改正では前期限の翌日から一月を経過するまでの期間は日歩三銭、要するに一月間は二銭、それ以後は四銭というふうには向うのうをわたりやすくするために改正されたものでございまして、実質的には今までの期間の関係では変わりないわけにございします。そこで一項から四項までそれぞれ規定されておるわけにございしますが、第一項は個人の住民税、固定資産税、軽自動車税、履金ガス税、二項および三項については法人の住民税、四項は徴収猶^{きり}があった場合の規定でございします。第三項の改正は個人の住民税の非課税範囲の拡大にかゝるもので、障害者

や未成年者、老齢者、か、等、やういつたものに、対する非課税所得の額を二万円引き上げまして、今までもこれらの人達が二十四万円未満であった場合は、所得税は非課税であったのですが、今回これを三十二万円に改めようとするものでございまして、それから三十一万五千円は、所得税の個人と法人の均等割りの税率に於いて全文を改正しようとするものでございまして、個人の均等割りについては従来どおり三百円、これは、所得税が三百円まで、都道府県が三百円まで、これより一割に均等割四百円といふこととなります。それから法人の均等割につきましては、これも先程助役の説明にもありましたように、税制調査会の答申もございまして法人の均等割は昭和二十九年年度から今年度まで十三年間据え置きにしております。現在の経済の事情にやむを得ないといふ答申があり、その間に法人の所得や規模も拡大してきているといふことから、他の税負担の均衡に比して低くおそれるというふうに考へられるといふことで、今回これを改正しようとするものでございまして、当法におきましては、従来法人の所得税の均等割りは法人の大小を問わず一律二万円までございしたのが、これは前限税率を適用して

おりますが、今回はこれを一律でなく法人の資本金を基準にいたしました。資本の金額が一千万円を越える法人、それから生命保険の障害者二千万円に、これに好しては七千円、それ以外の法人等につきましては四千円、こういうふうに変更しようとするものでありまして、二の額は同じ前限税率でございまして、答申までには申しあげましたとおり、四の額は各道府県が同一というもので、もちろんこれにおきましては、前限税率でございまして、つぎに第三十五条の二におきまして、これは個人の所得税の申告に関するもので、所得税の確定申告でも、所得税の申告にかえるに目を規定した条文の整備でありまして、三十五条の二の規定を新しく三十五条の三におきまして、これを明確化したものでございまして、第四十二條の二から四十二條の五まで、これは今回新しく追加に添えるものでありまして、特別徴収の期間の特例でございまして、給与の支払を受けるときが、通常十人未満のいふ事業所、こういうところは、所長の承認を受ければ、今までも毎月特別徴収は六月から翌年三月まで十回認められたのでありまして、これを十一月と四月の二回に減入することができるように改めようとする

もので、その徴収の方法はらびに手続を規定してあります。それから第四十四条から第四十五条、これは法人等の所得税の申告納付の不足税額の納付の手続き、これに關するもので延滞金の計算方法が改正に付たための条々の整備と、延滞金の計算の基礎となる期間を前年の取扱いと同じようにしようとする改正がござります。第四十七条の七の二、これは失格の規模の特別徴収義務者に對する納期の特別で申しあげておいたものに關連するわけで、所得税の還取手当等に係る分離課税、これは還取手当は分離課税に付るよう振替改められたわけですが、個人の所得税の特別徴収税額、要するに分離課税に關する還取手当に係る特別徴収税額の納入に付ても四十二条の二から四十二条の五までに規定するの規模の事業所に關する特別徴収税額の納期は今の還取手当に付ても、前に申しあげたの規模の事業者の特別徴収の納期の持例を準用するという読みひきの規定でござります。四十七条の二にござります。これは個人の所得税の分離課税の所得割りの普通徴収、特別徴収が原則なんです。普通徴収をする場合があり

です。やういふ場合の税額を納付する場合の延滞金の計算方法はござります。第七十一條の二ですが、これは身体障害者に對する軽自動車税の減免措置でござります。現行では身体障害者手帳の交付を受けてゐるものを対象としておりまして、今度新しく傷疾軍人、戦傷病者手帳だけをもつて身体障害者手帳をもつていない方でも、傷の程度の一限度がござります。これによりまして軽自動車税を減免するという二に付たわけがござります。第四十一条ですが、これは所得税の税率を三、一％引き上げます。一、一％に改めようとするものでこれは昭和四十一年度における住民税の減税措置にともない減収分がござります。このため、国のことから第一種特別交付金というものが交付されております。これを今年度は第一種特別交付金を廃止して六、一％消費税に移項するという措置がとられたためでござります。四十年度の第一種特別交付金として五百八十六万五千円が国から交付されております。つぎに附則の二十二ですがこれは新しく追加に付るものでござります。所得税法の一部を改正する法律が施行になります。これ

は退取手当が今までの控除が引き上げに依りまして最高五百円
日までは退取金につき手一では非課税であるというふうに改正になり
ましたのでこれにともないましては所得税の退取手当等の分離課税に
かかる計算方法を改める必要が生じたもので、その他読みかきの規定
でございます。それから附則でございますが、第一条は施行日を
規定いたしましたもので本年の六月一日から施行しようとするもので、
第三条から第七条まではそれぞれ個々の科目につきまして新条例の
適用を規定してあるものでございます。以上簡単にございまして説明
を終らせていただきます。なお説明の十分な点、おわかり
にくい点がありましては質問等でご説明申し上げたいと存じます。

議長（田村匡雄君） これより質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君） これにて質疑を終結いたします。

おわかりいたします。議案第三十五号は原案により決する
に異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君） 二異議なしと認めます。よって議案第三十五号は

原案により可決いたしました。

（「議長休憩」と呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君） ニニで暫時休憩いたします。

午後二時十七分休憩

午後二時二十六分開議

議長（田村匡雄君） 休憩前に引き続き議事を開きます。

議長（田村匡雄君） 日程第五議案第三十六号福生町営野球場設置

おきの管理条例を議題に供します。事務局より議案の解説を
いたします。

（野球場事業係長朗読）省略

議長（田村匡雄君） 理事者から提案理由の説明を求めます。

（助役木村昌彦君登壇）

助役（木村昌彦君） 二指名をいたしましたとして議案第三十六号につきま
して説明申し上げます。福生町営野球場設置及び管理条例
案でございますが、これは現在の町営野球場といたしましては

中込に一つでございまして、福生野球場使用条例によりその管理、運営がなされておりますが、このたび加美平地区の区画整理事業の施行にも係りまして新下にもう一つの野球場が加美平地区の第三中学校前に設置されることと係りましてこの際現行条例はいろいろ不備な点もあるという点から観点からこれを骨子といたしまして地方自治法第二百四十四条の二の規定で「この施設の設置およびその管理に關する事項は条例でこれを定めなければならぬ」という規定に基きましてその設置および管理につきその必要事項を規定するたために、新たに本条例を制定し、この施設として所定各社の用に供するものとしようとするものでございします。

条例の内容及びいたしましては第一条に野球場の設置につきての規定でございまして、二で福生所管加美平野球場を新しく設け、第三条でそれ以外の所在地を規定してあるお事でございします。その他野球場の使用につきの許可あるれば施設の管理運営につきの通例的な施行を規定したものでございします。使用料につきましては現行料金とほぼ同額と係りしておりますが、
五時野球場の試

合が比較的長時間化の傾向がありまして、一試合に二時間三十分位のかかります現状にかんがみまして、現行条例におきましては二時間単位でございしますものと、二時間三十分を基準にして規定したもので結果、新条例によりまして使用料は一試合当りの料金よりも時間的に使用者には三十分多く使用できることと係りまして、使用者にはそれだけ有利に改正されるというところは係りします。よろしくご審議のうえご決のほどお願い申しあげます。でございします。

議長（田村匡雄君） 二れより質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君） 二れにて質疑を終了いたします。

おはかりいたします。議案第三十六号は原案どおり決するに
二異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君） 二異議なしと認めます。 五で議案第三十七号は原案どおり可決いたしました。

議長（田村匡雄君） 日程第六議案（案第三十七号昭和四十二年（度）福生町一般会計補正予算（第一号））を議題に供します。事務局として議案の朗読をいたさせます。

（野添謙幸係長朗読） 省略

議長（田村匡雄君） 理事長から提案の理由の説明を求めます。

（助役 森田幸造君登壇）

助役（森田幸造君） 二指名をいたしまして議案第三十七号昭和四十二年（度）福生町一般会計補正予算第一号につきましてご説明を申しあげたいと存じます。本補正予算はの中に盛り込まれております諸般の事項は過般の臨時会におきましてご協賛をいたしまして財政再建計画の変更計画に基きましてこの補正予算を編成いたしましたものでございまして、すなわちオ入オ出に一億九千四百八十万円をオ入オ出の追加いたしましたしオ入オ出のオ入オ出が六億二千三百七十六万六千円と定められたものでございします。その予算書の二頁から五頁の総括表につきご説明を申しあげたいと存じます。

まず財税におきまして六千五百五十万円の補正を今回いたそうとする

ものでございまして、当初予算に比しまして財税の総額は二億四千七百三十万円とぼる予定でございします。これは税収の実績をもとにいたしましてものでございしますが、なおこれにエ多ク上回る税収が本年（度）末まではぼるのかどうかよく考えておるものでございします。これらの事項別詳細につきは十二頁以下にございします。ご好意をいたされれば幸いです。国用提供施設等存在市町村助成交付金、これは大体前年の実績を勘案いたしまして百九十三万円を補正して二千五百七十万円としようとするものでございします。つぎはオ入オ出の税でございしますがこれも同様でございしまして三百五十万円のオ入をオ入して四千四百五十万円といたし、これには特別交付金として約四百五十万円をこの中で見込めざるものもございします。

つぎの分組金、オ入の負担金でございしますが百三十一万四千円、この中には主として新規保育園における入居負担等を考へたものでございします。使用料、オ入の手数料におきましては十四万四千円、これは主として住宅使用料の増でございします。

つぎの国庫交付金におきまして二千四百三十三万九千円を追加いたし

手して一億、百四十、三、千、月、の、分、計、と、な、る、ゆ、え、で、ご、さ、い、ま、す、が、二、の、
 内、国、庫、資、助、金、と、し、て、保、育、園、の、分、あ、る、い、は、交、通、安、全、施、設、に、対、す、
 る、事、業、補、助、等、を、二、の、中、に、入、り、お、る、ゆ、え、で、ご、さ、い、ま、す。つ、ぎ、の、三、項、の、
 国、庫、補、助、金、は、消、滅、あ、る、い、は、エ、ホ、学、校、等、に、お、け、る、国、庫、の、補、助、を、
 二、千、百、四、十、一、万、三、千、月、に、追、加、し、し、て、一、億、三、百、四、十、三、万、月、と、し、ま、う、と、
 す、る、も、の、で、ご、さ、い、ま、す。一、は、庫、平、託、金、は、日、産、の、健、康、保、険、の、買、取、
 増、を、追、加、補、正、し、し、た、も、の、で、ご、さ、い、ま、す。二、は、郁、の、支、出、金、に、お、き、ま、う、と、し、
 二、百、二、十、三、万、月、の、減、と、な、る、ゆ、え、で、ご、さ、い、ま、す、が、二、れ、う、は、保、育、園、の、関、
 係、等、で、郁、の、資、助、金、が、九、十、万、四、千、月、が、あ、る、又、四、エ、ホ、等、に、お、け、る、
 郁、の、補、助、金、等、が、減、額、さ、る、因、係、の、り、と、勘、定、し、し、ま、う、と、
 二、千、四、百、五、十、万、三、千、月、と、し、ま、う、と、な、る、お、ま、け、で、ご、さ、い、ま、す。つ、ぎ、の、
 財、産、収、入、に、お、き、ま、う、と、し、ま、う、と、は、不、用、物、品、等、の、売、却、代、二、千、万、月、を、新、に、
 追、加、し、し、し、て、一、万、二、千、月、に、追、加、し、三、十、九、万、四、千、月、と、す、る、も、の、で、ご、さ、
 い、ま、す。諸、収、入、に、お、け、る、十、万、三、千、月、は、二、れ、は、財、に、た、下、く、祝、儀、等、
 の、雜、入、を、新、に、計、上、し、し、し、て、二、千、七、十、六、万、六、千、月、と、し、し、た、も、の、で、
 ご、さ、い、ま、す。最、後、の、財、産、が、一、億、三、百、九、十、万、月、と、し、ま、う、と、な、る、ゆ、え、で、
 福 生 町 議 会

補、正、で、ご、さ、い、ま、す、が、二、れ、う、は、学、校、敷、地、買、取、に、対、す、る、起、債、あ、る、
 い、は、街、路、い、園、等、に、対、す、る、起、債、と、見、え、み、ま、す、が、二、れ、う、を、計、上、し、し、
 手、し、て、一、億、二、千、一、百、十、万、月、と、補、正、し、し、ま、う、と、す、る、も、の、で、ご、さ、い、ま、す。合、計、
 し、し、て、補、正、の、数、字、が、一、億、九、千、百、一、十、万、月、で、二、れ、は、追、加、ご、議、決、
 を、し、た、下、き、ま、う、と、し、し、た、再、建、計、画、の、歳、入、の、数、字、と、合、せ、る、も、の、で、ご、さ、い、ま、す。
 つ、ぎ、に、歳、出、に、つ、き、ま、う、と、し、し、た、説、明、申、し、あ、げ、ま、す。歳、出、の、議、決、金、三、十、
 万、四、千、月、は、主、と、し、て、人、件、費、の、増、を、み、た、も、の、で、ご、さ、い、ま、す。補、正、後、は、十、
 万、九、千、三、万、四、千、月、と、な、り、ま、す。総、務、費、に、お、き、ま、う、と、し、し、た、二、千、百、十、万、二、千、月、
 二、れ、は、人、件、費、あ、る、い、は、交、通、安、全、施、設、の、諸、事、業、の、関、係、の、支、出、等、で、
 総、務、管、理、費、に、お、き、ま、う、と、し、し、た、其、他、維、持、費、等、と、主、と、す、る、も、の、で、ご、さ、い、ま、
 す。徴、収、費、に、お、き、ま、う、と、し、し、た、新、任、民、を、録、費、に、お、き、ま、う、と、し、し、た、
 民、生、費、に、お、き、ま、う、と、し、し、た、物、件、費、を、主、と、す、る、増、額、補、正、で、ご、さ、い、ま、す。民、生、費、に、お、き、
 手、し、し、た、二、百、三、万、八、千、月、を、補、正、し、し、し、て、三、千、五、百、三、万、七、千、月、と、す、る、主、は、
 二、れ、は、主、と、し、て、人、件、費、に、お、き、ま、う、と、し、し、た、保、育、園、の、本、費、等、の、増、に、お、き、
 二、の、内、計、は、保、健、民、生、費、で、二、百、十、三、万、四、千、月、清、掃、費、に、お、き、ま、う、と、し、し、た、
 福 生 町 議 会